

ガイドラインの運用状況について(16年5月～16年7月)

2016年9月1日
スカパーJSAT(株)

Ⅱ-1-1(1) 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明につきましては、2016年5月20日の「経営者連絡会」で実施しました。

Ⅱ-1-1(2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」は、2016年5月20日の「経営者連絡会」として実施しました。
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、5月24日、7月14日(親会)、5月11日、6月8日、7月14日(WG)に開催されております。
- ・ 各種施策等についての詳細のご説明は、5月27日、6月24日、7月29日の「事業者連絡会」でも行っております。(「別紙1」参照)

Ⅱ-1-1(3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 適正に運用しております。
- ・ 2016年5月20日の経営者連絡会において視聴動向調査を報告しております。

Ⅱ-1-1(4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に役務提供開始手続きに至った案件は発生しておりません。

Ⅱ-1-1(5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に役務提供停止及び契約解除に至った案件は発生しておりません。

Ⅱ-2-1(1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

Ⅱ-2-1(2) パック・セット組成への関与

- ・ 適正に運用しております。

Ⅱ-2-1(3) プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持(解約防止)を目的として行っております。また5月20日開催の「経営者連絡会」において、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づ

いた施策の実施結果を報告しております。

Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き（に関する適正運用）

- ・ 期間内にチャンネル名称の変更、料金の変更、放送事業者の変更がそれぞれ行なわれましたが（詳細については「別紙2」参照）、ガイドラインに則り適正に運用しております。

Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、5月16日、6月27日、7月25日に開催いたしました（「別紙3」参照）。

その他

- ・ 2015年12月8日付けでプラットフォームガイドライン委員会が受領した申立に関しては、2016年2月25日の委員会での審議完了後、当事者間での協議を重ね、現在の契約構造の再確認を行った上で経済条件の合意が得られ、3月31日付にて覚書締結に至っております。その後、現在の契約構造について確認書を交わし、書面上での確認作業も完了致しました。
- ・ CS110 左旋の4K放送認定申請に伴い、スカパーJSATグループ会社からは㈱スカパー・エンターテイメントによる免許申請を予定しております。
- ・ 2016年5月1日より、高画質な4K風景映像、迫力のある4Kスーパースロー映像など「4K映像」を体験できる無料チャンネル「スカパー！4K体験（プレミアムサービス ch.596）」が開局致しました。また、同チャンネルでは、10月4日より、世界初の4K HDR(High Dynamic Range)放送を開始致します。
- ・ 2016年7月29日に衛星放送協会主催で次期高精細放送（4K・8K）に関する説明会が開催されております。4K・8K放送用衛星を利用する際の経済条件等に関する説明を事業者に対して行っております。

以上